

シンワフーズケミカル分析受託業務契約

制定 2011年12月19日

はじめに

この度はシンワフーズケミカル株式会社を通じまして、株式会社マシスの分析サービスをご検討いただき誠に有難うございます。ご依頼いただく前に、下記条項を熟読いただき、ご了承の上お申し込みください。

第一条（目的）

分析サービス依頼者（以下「甲」という。）とシンワフーズケミカル株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に対し株式会社マシス（以下「丙」という。）が行う分析（以下「本分析」という。）を委託し、乙がこれを受託するにあたり、以下の通り本契約を締結する。

第二条（委託）

甲は、乙に対し丙が規定している方法により本分析を委託するものとする。なお、本分析は丙が規定している方法により行うものとする。

- 1) 丙が規定している方法。
- 2) 乙と協議し丙が了承した方法。
- 3) 乙に 1) 以外の方法で依頼する場合は、甲乙は事前に協議し、丙の了承を得たことを書面に記録するものとする。

第三条（受託）

乙は、甲から送付された分析依頼書の受領、及び丙に送付された試験品の受領を確認したこと、及び結果速報日を書面で通知する。その通知をもって受託したとみなすものとする。

第四条（取り消し）

甲は、乙からの受託完了の通知後に、その委託を取り消した場合は、乙は丙の規定に準じてキャンセル料金を甲に請求し、甲はそれを乙に支払うものとする。

第五条（委託料金）

本分析の委託料金とは以下に規定したものとする。

- 1) 通常の分析料金（丙の料金改定に伴う予告なき新料金を含む）

- 2) 分析期間短縮サービス料金
- 3) 分析報告書の追加発行料金

第六条（支払い）

甲は、乙が発行する請求書に基づき、本分析の委託料金を消費税額と併せて、乙の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。支払いに関する諸条件は甲乙別途協議して取り決めるものとする。

第七条（その他の条項）

本分析受託にあたり、前条項までに掲げた内容以外の条項については、丙の定める業務契約に準じるものとする。

マシスの業務契約

http://www.masis.jp/1_confirmation/1_confirmation_data_subscription.htm

第八条（疑義）

本契約に記載のない条項、または本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意をもって協議しその解決にあたるものとする。

2015年2月18日 一部修正 （内容：条項ナンバーの修正）

以上